

政府の知的財産戦略を受けた著作権法の改正について

デジタルコンテンツ委員会*

2003年6月18日に、著作権法の一部を改正する法律が公布されました（2004年1月1日付で発効）。今回の改正は、政府により策定された一連の知的財産戦略（知的財産戦略大綱、知的財産基本法、知的財産戦略推進計画等）を受けて、著作権分野での対応の一部ということになります。

Q 1 今回の著作権法改正の全体状況について教えてください。

A 1 ご承知のように、著作権政策も昨今の政府による知的財産戦略に組み込まれており、同法の改正もこの戦略との関係が深くなっています。

首相直属の知的財産戦略推進会議によって策定された2002年7月公表の知的財産戦略大綱では、知的財産の保護・活用を活発化させるという政府方針の文脈において、著作権の権利拡充、あるいは知的財産紛争処理強化（証拠収集手続き強化、損害賠償制度見直し等）が謳われています。また、同大綱を受けた知的財産戦略本部による2002年12月制定の知的財産基本法では、第18条においてインターネット普及など社会情勢の変化への対応（著作権法見直し、技術的保護手段開発等への支援）や、同15条において知的財産の訴訟手続整備（手続迅速化・充実化、専門的処理体制、ADR 拡充）が規定されています。

今回の改正により著作権法制度に組み込まれ

たのは、これらの戦略を受けて、あるいは同戦略と並行して行われた文部科学省、経済産業省、総務省等の関係諸機関における各種研究・検討、権利者・利用者間による協議・検討の結果、現時点で一応の合意に至ったアイテムといえ、具体的には以下の三つになります。

- ① 映画の著作物の保護期間延長
- ② 著作権の権利制限規定の拡大
- ③ 司法救済規定の充実

Q 2 映画の著作物の保護期間が延長された背景と内容を教えてください。

A 2 今回、「映画の著作物」の保護期間を改正前の「公表後50年まで」を「公表後70年まで」に延長する改正が行われています。

一般の著作物の保護期間が、著作者が著作物を創作した時から始まり、原則著作者の生存期間及びその死後50年間とされている一方で、映画の著作物の保護期間は、著作者が創作した時から始まり公表後50年までとされており、実質的に前者よりも短いと解釈されていました。ベルヌ条約上の義務となっている保護期間は公表後50年以上であることから、日本は改正前でもその水準を満たしていました。しかし、近年欧米諸国においてはこれを70年以上保護する傾向にある結果、例えば、ヨーロッパにおいて、現地の映画は70年以上保護されるにもかかわらず、相互主義により日本の映画は50年しか保護され

* 2003年度 Digital Contents Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ないという不利な状況が発生していました。こういった格差を解消し、日本の映画が国内外で適切に保護されることを狙って、保護期間延長のための改正に至ったものです。

なお、この「映画」には、著作権法の定義上、劇場用映画の他、ビデオ・DVDに固定された映画、ゲームソフト（の動画）等も含まれることに注意が必要です。また、既に著作権が消滅している映画の著作物については、保護期間は復活しないとされています。

Q 3 権利制限規定が拡大されたとのことですが、その内容とポイントを教えてください。

A 3 児童生徒等がパソコンやインターネット等を利用して学習するスタイルの普及に伴い、学校・公民館等教育現場での著作物の利用形態も大きく変化しています。

このような状況から教育機関等における著作物の円滑な利用を促進すべく、著作物の無許諾利用可能な範囲、すなわち権利の制限される範囲が拡大されました。その内容は次の通りです。

① 教育機関における児童生徒等による複製

改正前は学校等で「教育を担任する者」（教員等）に限り、教材作成などの「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」等、幾つかの条件の下で権利者に了解なく著作物の複製を行うことができるとされていましたが、「授業を受ける者」（学習者）も同様の範囲で著作物等の複製を行えるようになりました。

② 授業の同時中継に伴う教材等の公衆送信

学校等での遠隔授業等の際、教員等が主会場の児童生徒等に複製・配布・掲示等した教材（著作物）を、副会場向けに衛星通信やインターネット等を使って「公衆送信」できることになりました。ただし、“生中継”に限る（録画した授

業の送信は権利制限適用外）ことや、市販のドリル等の送信は不可とされる等、条件が定められています。

③ 試験問題としての公衆送信

従来、入学試験等の問題として著作物を無許諾で複製・譲渡することが許されていましたが（ただし営利目的で行う場合には補償金の支払いが必要）、これに加え遠隔教育等の場合、著作物を試験問題としてインターネット等により「公衆送信」できることになりました。

④ 「教科用拡大図書」作成のための複製

盲学校等では弱視の児童生徒向けに、文字等を拡大したいいわゆる拡大教科書（「教科用拡大図書」）が利用されることがありますが、そのような拡大教科書を無許諾で作成できることとされました（ただし営利目的での作成の場合は補償金の支払いが必要）。

Q 4 司法救済規定はどのような充実が図られたのですか。

A 4 著作権法も、他の知的財産権法と同様、この数年で数次の司法救済制度充実が図られています（損害額や侵害行為立証のための書類提出命令の拡充や相当の損害額の認定等を導入済み）が、今回の改正では、次の2点が新たに追加されています。

① 侵害行為の立証負担の軽減

侵害を被った者がその侵害行為があったことについて立証責任を負うという原則に変わりはありませんが、このような被侵害者（権利者）による侵害行為の立証負担の軽減を図るため、相手方（被告）が侵害行為を否認する場合には、単純に否認するだけでは足りず、相手方（被告）自身が自己の行為の具体的態様を説明しなければならないことになりました。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

② 損害額の立証負担の軽減

従来からの被侵害者（権利者）による損害額の立証負担軽減を図るため、「侵害者による複製物の譲渡数量」×「当該侵害がなければ権利者が販売することができた複製物の単位当たり利益額」を著作権者が受けた損害額として算定する新たな制度が導入されました。ここでいう「譲渡」には、侵害物を無料で配布する場合やネットで公衆送信をした場合も含まれます。

これらの改正によって、著作権侵害に対する司法救済制度としては、特許法等の産業財産権における水準と肩を並べたことになりました。ただし、実際には海賊版販売業者がいったいどこまで実態を明確にするだろうかといった疑念や、侵害業者側により報告された販売数に疑義が生じた場合、その反論は被侵害者（権利者）側で結局立証しなければならない等の問題点を指摘することができるので、本改正の狙いがどこまで実現されていくかについては、今後の司法運用の推移を見守っていく必要があります。

Q 5 今後はどのような改正が検討されていくのですか。

A 5 今回の改正著作権法の公布後、2003年7月8日付で、政府の知的財産戦略本部によって「知的財産の創造、保護及び活用に関する計画」（知的財産戦略推進計画）が策定されています。この中の「第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大」において、知的財産創造サイクルを意識したコンテンツの創出→保護→流通を後押しするという観点から、人材育成・資金調達支援・流通システム開発・コンテンツ保護の強化と保護技術開発等の支援・促進といった様々な施策が総合的に挙げられています。法制度の面からも、更なる改正を含めた様々な著作権上の施策が予定されています。

以下では、今後の著作権制度改正につながる

可能性のある検討中のアイテムを中心に紹介します。

《検討中のアイテム》

① 書籍等の貸与権

書籍の貸与権を制限している著作権法附則の経過措置の廃止を検討。

② レコードの輸入権

海外で販売された真正の邦楽CDの日本への並行輸入阻止を検討。

③ ゲームソフトの中古流通（譲渡権の消尽）

ゲームソフトの中古流通に伴い発生する利益の権利者への還元の仕事を確認するため、譲渡権の消尽の見直しを検討。

④ 出版物の版面権（著作隣接権）

出版物の複製行為に対する出版者としての報酬請求権の設定を検討。

⑤ 権利制限規定の縮小（無許諾上映できる場合を制限）

図書館等でよく行われている無料のビデオ上映会ができる主体につき、学校への限定を検討。

⑥ 保護期間延長見直し

映画以外の著作物の保護期間延長を検討。

⑦ 私的録音録画補償金制度見直し

制度開始から11年以上経った現在の実態と将来の動向に応じた制度見直しを検討。

⑧ 技術的保護手段回避規制の拡大

アクセス管理技術の回避行為に対する刑事罰創設、回避情報の暴露行為等に対する規制の検討。

上記の他、著作権法の規定振りの簡素化（著作権譲渡時の翻案権・翻訳権の留保規定見直し等）、更なる司法救済法制度見直し（法定賠償制度、三倍賠償制度、弁護士費用の敗訴者負担等）、海賊版対策の強化等が検討の俎上に載せられています。

これらのアイテムは、文部科学省、経済産業

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

省，総務省等を中心に法案の国会提出等施策実現を目指して引続き検討がなされており，また，知的財産戦略本部の中に設けられた「コンテンツ専門調査会」においてもコンテンツビジネス

振興といった観点から調査・検討が行われているところです。

(原稿受領日 2003年10月14日)

